

さぬき市食品見本市出展事業 出展者募集要項

さぬき市の主要産業の一つである食品産業の魅力を発信するとともに、関連する企業の販路開拓を支援するため、国内最大級の食品関連見本市「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020（以下「展示会」という。）」に、令和元年度さぬき市食品見本市出展事業として、（公財）かがわ産業支援財団及び香川県、さぬき市（以下「財団等」という。）が連携し、さぬき市ブースを出展します。

1 出展見本市について

【第54回スーパーマーケット・トレードショー2020】

- (1) 主催者 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
- (2) 会 期 令和2年2月12日（水）～2月14日（金）の3日間
- (3) 会 場 幕張メッセ（千葉市美浜区）
- (4) 来場者 約90,000人（※昨年度実績：88,412人、同時開催展含む）
- (5) 特 長
 - ・ スーパーマーケット、百貨店、飲食店、卸、食品メーカー等の明確な目的を持った関係者が多数来場。
 - ・ 小売業界において決裁権を持つ経営者等を積極的に招待。
 - ・ 試食、試飲や実演が可能。
 - ・ さぬき市ブースを設置して共同出展することにより、来場者の注目度を高められる。
 - ・ 単独出展と比べ、出展費用を抑えられる。

2 さぬき市ブースについて

- (1) さぬき市ブース出展小間数 2小間（1小間：9㎡）
- (2) 出展ゾーン 地方・地域産品ゾーン（日本各地のこだわり食品で構成されるゾーン）
- (3) 1者当たりの展示スペース
 - ・ 1者当たり1展示スペースの出展とします。
 - ・ 1者当たりの展示スペースは、1.2m×1.7m程度を想定していますが、さぬき市ブースの配置場所やブース内レイアウトによって変わる可能性があります。
 - ・ 展示スペースの割り当ては、出展者数及び出展商品等を考慮したうえで決定します。

3 募集内容等について

- (1) 出展者数 4者程度
- (2) 出展対象者

以下の要件全てを満たす者とします。

- ① 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、食料品、飲料関連製品の製造を行う者。
- ② 展示会出展後も、県外へ売り込み意欲のある者。
- ③ 開催期間中、商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐できる者。
- ④ 県税及び市税を滞納していない者。

- (3) 出展対象商品

市内で製造加工された商品

(4) 出展者決定

審査会を開催し、申込書（出展商品データを含む）等について、出展申込者にプレゼンテーションを行っていただき、審査の上、出展者を決定します。（全体の応募状況、過去の出展回数、出展効果、当日の運営体制、成約状況等を精査して採否を決定します。）

※ 審査の経過は通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。

※ 審査会の日時は、後日連絡します。

■審査基準：

- ① 出展の目的・妥当性
- ② 代表的出展商品の魅力
- ③ 代表的出展商品の市場性
- ④ 代表的出展商品の安全性・信頼性
- ⑤ 出展当日の試食、試飲の有無・運営体制
- ⑥ 市補助事業により開発した商品の出展の有無

(5) 出展の辞退

出展決定後は、原則出展の辞退は認めかねます。やむを得ず出展の辞退を認めた時には、財団等で他の出展者を決定させていただきます。

(6) 出展者負担

- ・ 出展参加料 40,000 円（※状況により値上げする場合があります。）
- ・ 試食用容器、調理器具等
- ・ 展示台等のリース・レンタル代
- ・ 設備使用による電気工事費
- ・ 商品・販促資材等の輸送費
- ・ (7) のさぬき市負担以外の費用

(7) さぬき市負担

- ・ 出展ブース小間料
- ・ さぬき市ブース看板等装飾費

4 応募方法等について

(1) 応募書類（各1部）

- ・ ブース出展申込書（出展商品データ含む）
- ・ 企業案内、商品カタログ等
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 直近3か月以内に発行された納税証明書
 - ① 県税：県の行う入札参加資格審査等申請用（県税事務所等が発行）
 - ② 市税：市税納税証明書（市税務課・各支所が発行）

(2) 応募期限

令和元年6月20日（木）17:00 必着

(3) 申込先・問合せ先

さぬき市建設経済部商工観光課

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8

TEL : 087-894-1114 FAX : 087-894-3444

mail : syokokanko@city.sanuki.lg.jp

5 その他留意事項

- (1) 出展者決定後、説明会を行います(後日個別に連絡します。)
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません。
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (4) 出展者は、別添出展規程を遵守していただきます。
- (5) 天災等、不可抗力の事故により展示会会場が使用不可となった場合、又は展示会が中止となった場合、その損害については、財団等は一切その責任を負いません。
- (6) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます。